

事業メニュー	事業主体	補助率	採択要件
2 くまもとグリーン農業生産拡大支援（初回のみ） （１）推進事業 ① 農産物生産システムの構築、技術導入・普及及び消費者への情報発信に関する活動 ・生産・出荷履歴記録体制整備、有機ＪＡＳ認証の取得、国際水準ＧＡＰ認証の更新（団体のみ）等 ・検討会・研修会の開催、技術実証展示場設置等 ・消費者交流会の開催、啓発資料作成等 ② マーク活用支援 ・グリーン農業表示マーク及び地下水と土を育む農畜産物等認証マークのシール等作成費、表示マーク印刷に係る掛かり増し経費 ・マークを活用した農産物の販売促進に関する活動旅費・報償費、マーケティングの実施等 ③ 購入機会拡大支援 ・マークを活用した農産物の店舗等におけるＰＲに関する資料等作成に要する経費等 （２）技術導入支援 堆肥散布機、局所施肥機械、堆肥ストックヤード、防虫ネット、除草用機械、防蟻灯、熱水・蒸気土壌消毒機、天敵・フェロモン剤等 ① 土づくり及び減化学肥料栽培、減化学農業栽培に資する資材、機械等の導入に資する資材の導入 ② 慣行レベルより５割以上削減する取組における土づくり、減化学肥料栽培、減化学農業栽培に資する資材、機械等の導入 ③ 有機農業の取組に資する資材、機械等の導入	市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者等の組織する団体、地域の農産物のブランド化を推進する団体、ＮＰＯ法人、物産館、直売所等。 ただし、農業者等の組織する団体にあつては、代表者の定めがあり、組織及び運営に関する規約の定めのあるものに限る。	2 (1)① ② 1／2 以内 2 (1)③ 定額 (上限 50万 円) 2 (2)① 1／3 以内 2 (2)② ③ 1／2 以内	事業メニュー欄の2 (1) ①②及び(2)については、次のとおりとする。 1 事業主体がくまもとグリーン農業生産宣言を行っていること。 ただし、生産宣言できない場合は、くまもとグリーン農業応援宣言をもって代えることができる。 2 受益農業者数がおおむね５戸以上であること。 3 受益農業者の全員がくまもとグリーン農業生産宣言を行うか申出を行っていること（ただし、2の(1) ②における地下水と土を育む農畜産物等認証マーク利用において、生産宣言できない場合はこの限りではない）。 4 2の(1) ②における販売促進の場合は、販売店がくまもとグリーン農業応援宣言を行うか又は申出を行っていることに加え、くまもとグリーン農業の農産物を消費地に継続的に出荷することとし、マーク印刷又はシール等作成、マーケティングの実施は必須取組とする。 5 2の(2) ③における有機農業の取組は、事業実施年度の翌年度までに熊本型特別栽培農産物（有作くん１００）認証又は有機ＪＡＳ認証取得を必須とする。 事業メニュー欄の2 (1) ③については、次のとおりとする。 1 事業主体がくまもとグリーン農業応援宣言を行っていること。